

「わたらしい生き方応援プランひろしま」（広島県男女共同参画基本計画（第5次））
 県民意見募集（パブリックコメント）における意見とその対応について

- ・実施期間 令和3年1月20日（水）～令和3年2月19日（金）
- ・意見の件数…43件（14人・1団体）

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
1	<p>「性別にかかわらず（中略）責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現」となっているが、行政の責任を個人に転嫁している。</p> <p>「責任も分かち合うことができる」、「責任も分かち合うことのできる男女共同参画の実現」、「分担した役割に応じて責任を負うとともに、成果に応じた合理的な評価を受けている」は削除してほしい。</p>	<p>「性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」のためには、行政の取組のみならず、県民一人ひとりが男女共同参画を意識し、推進に努めることが重要であると考えております。</p> <p>これは、男女共同参画社会基本法第10条において定める「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」という考え方と合致するものであり、県民の皆様と共に男女共同参画社会の実現を目指してまいりたいと考えております。</p>	P5
2	<p>総論について、「本県の男女共同参画の現状」として「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」の3分野を挙げて第4次計画の総括をしているが、各論の寄せ集めに過ぎない。目指すべき「男女共同参画社会」の総合的な骨格を示す必要がある。</p> <p>「総合的な骨格」とは「どのような社会をめざすのか」ということである。</p> <p>男女共同参画基本計画(第5次)の「総合的な骨格」として「インクルーシブ社会をめざす」を入れるべき。</p>	<p>本計画においては、「性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現」を目指す姿として記載しております。</p> <p>国の第5次男女共同参画基本計画では、「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、男女にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現にもつながるものである」と示されており、本計画の目指す姿も、こうしたことを踏まえて設定しております。</p>	P9 ～14

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
3	<p>「本県の男女共同参画の現状」として、それぞれの分野において第4次基本計画以降大きな変化はない、との総括になっている。しかし、課題の改善に対してどれだけの予算を計上し、どのような人的及び物的及び制度的な改善をしたのかの報告がない。</p> <p>どの課題に対してどの程度の予算で取り組みを進めたのか説明をする必要がある。</p>	<p>男女共同参画の推進に係る取組状況や要した予算、取組の成果等につきましては、毎年度取りまとめを行い、翌年度の上半期中に年次報告として県ホームページ等で公表しております。</p> <p>本計画期間中においても同様に、毎年自己点検・評価を行い、事業内容等の見直しを含めた適切な予算執行に努めることといたします。</p>	P9 ～14
4	<p>SDGsでの取り組みと表現を記述の中に取り込んでほしい。</p> <p>特に、ジェンダー平等の視点に立って、取り組まれる必要のある項目については記述へ入れていただきたい。</p>	<p>本計画においては、仕事と暮らしの両立支援や女性活躍の推進、性差に関する固定観念の解消、性被害やDV等のあらゆる暴力の防止及び被害者支援等の取組を行うこととしております。</p> <p>これらは、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）に基づき国が定めた「SDGsアクションプラン2021」における、SDGsを推進するための8つの優先課題のうち、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」の中の働き方改革の着実な実施、女性の活躍推進や、「平和と安全・安心社会の実現」の中の女性に対する暴力の根絶といった内容及び方向性と合致しているものと考えております。</p>	P17 18
5	<p>企業内で男性が育児休業を取得するのは、職場内の管理職や同僚の偏見があり、大変勇気のいることだといわれている。企業内の意識改革がなされるよう取組を強化してほしい。</p>	<p>本計画においては、男性の育児休業制度の周知や男性従業員への育児参画への意識醸成を図り、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進することとしております。</p> <p>また、多様なライフスタイルの情報発信などの創意工夫した取組や啓発により、男女双方の性差に係る固定観念の解消を図ることにより、社会全体で、男性が育児休暇を取りやすい意識が醸成されるよう取り組んでまいります。</p>	P21 22

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
6	<p>ジェンダー平等のための政策は、女性のためだけでなく、男性にもメリットがある。男性のメリットについてもしっかり記載してもらいたい。</p>	<p>特に男性については、仕事が忙しいために希望と相違して仕事優先の生活となっている状況も見られることなどから、基本的考え方の中で、今後はこれまでのように働く女性の活躍支援やそのための環境整備など女性に視点を置いた取組だけでなく、男性の視点にも留意することとしています。</p> <p>多様なライフスタイルの実現を後押しする取組等の中で、男性側のメリットについても情報発信してまいります。</p>	P21 22 25
7	<p>「女性の就業率が向上し前進がみられるが、指導的立場を占める女性の割合が少ない」などと分析しているが、低賃金である傾向が強い非正規雇用の多くは女性であり、非正規から正規に就業形態を変えていくよう働きかけるべき。</p>	<p>性別に関わりなく誰もが希望する形で働くことができる雇用環境が整備されるよう、非正規雇用から正規雇用に転換できるなど、従業員の意欲や状況に応じて柔軟に働ける制度の導入等、企業における働き方改革の取組の促進について、国や市町と連携し、取り組んでまいります。</p>	P23 24
8	<p>職場や社会において女性がその能力を発揮するために、職場の形態や規模によって異なるエンパワーメントの機会を男性と同様に用意すべきである。</p>	<p>本計画においては、企業の規模や業種に関わりなく、女性が意欲を持ってその力を発揮できる雇用環境の整備に取り組むこととしております。</p> <p>具体的な取組として、県内企業が女性活躍を経営戦略として認識するよう、経営者等の意識改革を促進するとともに、女性従業員の管理職等への積極的な登用などの推進に向けた企業支援を実施することとしております。</p> <p>加えて、女性従業員を対象とした企業や業種の枠を超えたネットワーク形成の機会の提供等をすすめてまいります。</p>	P23 24

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
9	<p>ジェンダー平等を考える上では、アンコンシャス・バイアスは必須の課題であるので、計画中に取り上げてほしい。</p> <p>また、固定観念が刷り込まれることがないような施策を実施していく必要がある。</p>	<p>アンコンシャス・バイアスという表現で記載をしておりますが、性差に関する固定観念が無意識に刷り込まれていることが、女性活躍や仕事と暮らしの両立に向けた環境整備等が十分でない要因の1つであると認識しております。</p> <p>このため、計画においては、性差に関する男女双方の意識改革を重点的取組として位置付け、多様なライフスタイルの情報発信や、「気づき」を促すワークショップなどにより、社会全体の固定観念の解消をすすめてまいります。また、自分自身の固定観念に気づくことは、他の人の固定観念の影響を受けたり、逆に周りの人へ影響を及ぼすことの防止にもつながるものと考えております。</p>	P26
10	<p>わたらしい生き方を応援し、性別にかかわらず多様な選択ができる社会を目指す「男女共同参画計画」をすすめるにあたっては、学校教育の責任は非常に大きい。</p> <p>固定的な性別役割分担意識の解消を、学校教育の中ですすめるための取組を行うこと。</p>	<p>学校教育による取組として、学習指導要領に基づいた体系的・系統的なキャリア教育を通じ、児童生徒の「誰もが性別にかかわらず能力を発揮できる男女共同参画」への理解を深めるとともに、高等学校段階における「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」により、様々なライフイベントの中で男女が共に多様な選択ができるよう、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に自己の生き方・在り方を考え、意思決定する能力や態度の育成を進めてまいります。</p>	P26 27
11	<p>「婦人相談件数（うち暴力逃避に係るもの）」との記載があるが、現代の日本語においてより一般化した呼称が「女性」であることから、「婦人」は「女性」と言い換えるべき。</p>	<p>「婦人」という表現は、現行の関係法令（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・売春防止法等）から引用しているものであり、国の男女共同参画基本計画においても同様の表現で記載していることから、国の計画に合わせた表現としております。</p>	P28 29

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
12	<p>男女間の考え方の違いや社会的地位などを背景とした暴力が後を絶たない。特に配偶者暴力では、暴力を受けた被害者のみならず、その子どもにも影響が及ぶ。この場合、暴力の被害者だけでなくその子どもも含めた様々な支援（経済的支援・住居確保などを始めとする生活支援など）を個別にきめ細かく展開してほしい。</p>	<p>DVに関しては、個別計画である「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」に基づき取組を進めることとしております。</p> <p>DVと児童虐待双方を視野に入れた総合的な支援体制の確保や、親子の心理的ケアも含め自立に向けた継続的な支援・見守りの仕組みの整備を行うとともに、新たな被害者を生み出すことがないように、加害者対応に取り組んでいくこととしております。</p>	P28 29
13	<p>DV要保護女性の一時保護所の利用について、電子機器の携帯や使用制限に同意しなければ入所できないような門前払いの現状がある。</p> <p>使用制限をするのなら、保護女性に対し代替できる選択肢の提供の検討が必要ではないか。</p>	<p>DV被害者の保護に関しては、個別計画である「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」に基づき、被害者の状態（年齢、心身の状況等）に応じた保護を行うための環境整備に向け、取り組んでいくこととしております。</p> <p>なお、令和2年12月に、厚生労働省から示された携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針に基づき、入所者の方の安全・安心を最優先としつつ、様々な制約の中でも可能な限り入所者の方の希望に沿った対応に取り組んでまいります。</p>	P28 29
14	<p>DVやデートDVの防止と被害者支援については「性被害ワンストップセンター」や、DV相談員、児童相談所の相談員の人たちのスキル向上及び処遇の改善が必要ではないか。</p>	<p>性被害者等の支援を行う相談員については、支援の重要な役割を担うことから、質的・量的な充実が必要であると考えております。</p> <p>本計画においては、様々な困難を抱える人への支援体制の充実を図ることとしています。</p> <p>その取組として、相談対応に当たる人員を適正に確保することに加え、研修等の実施及び県のこども家庭センターによる各自治体等のDV対応部門への助言等の実施により、相談員のスキル向上を図ってまいります。</p>	P28 29
15	<p>近年、幼少期より家族による性暴力が行われ、大人になってから苦しんでいる人が多くいることも明らかになっている。幼少期より、正しい性教育を行うことにより被害を減少させることができると思う。</p>	<p>本計画においては、性被害等の暴力の防止に向け、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識とともに、生命を尊重する態度や自ら考え判断する能力を身に付けさせ、望ましい行動がとれるよう、関係機関とも連携しながら、学校教育全体を通じた教育を行うこととしております。</p>	P28 29

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
16	<p>インターネットリテラシーの問題を掲げる場合は、自己責任論ではなく、誰も取り残さないための周辺環境の整備の方策を記載してほしい。</p>	<p>本計画においては、性被害等の暴力の防止と被害者支援の観点から、サイバー犯罪に適切に対応するための取組として、関係機関・団体等と連携した啓発活動や、情報モラル教育、テレビ等を通じた広報による注意喚起等を行うこととしております。</p>	P28 29
17	<p>社会保障制度などで世帯主を中心とした制度が残っている。コロナの特定額別給付金も世帯主に支払われ、DV被害者や、虐待などで家に帰ることができない子どもたちの手元に届いていない人もいる。</p> <p>世帯主制度は男女平等を進める弊害になっている。夫婦別姓や同性の結婚などを含めた各種制度の見直しについても提言が必要と思う。</p>	<p>住民基本台帳における世帯主制度や、選択的夫婦別姓などについては、多様な意見がある中、国でも議論が進められているところであり、県としてはこうした動向等を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、本計画では、DV被害者等、社会的に困難を抱えている人が安心して暮らせる環境づくりに向け、相談窓口の周知や相談体制の強化等に取り組んでまいります。</p> <p>また、国の特別定額給付金については、基本的に世帯主に対して給付されるものでしたが、DV被害者や施設入所等児童に対しては、世帯主ではなく本人に給付することが可能となるよう制度が改正されております。</p>	P28 29
18	<p>ひとり親家庭が急増する中、生活困窮など生活全般にわたる相談や、福祉施策情報の提供不足の解消が重要である。</p>	<p>ひとり親家庭の自立に向けては、本計画でも、「ひろしま子供の未来応援プラン」に基づき、広島県ひとり親家庭サポートセンターや市町と連携を図りながら、支援に取り組んでいくこととしています。</p>	P28 29
19	<p>ひとり親家庭における養育費の取り決め状況を目標にしているが、実際に養育費を払っている割合を調査すべきと思う</p>	<p>養育費の受給状況については、ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査（令和元年10月）によると、母子世帯において、「現在も受けている」と回答した割合は約3割にとどまっております。</p> <p>このため、本計画においては、養育費の取り決め状況を成果指標とし、取り決めと実効性のある受け渡しが行われるよう、啓発や相談支援に取り組んでまいります。</p>	P28 29
20	<p>女性の貧困が子供の貧困に直結していることから、養育費の取り決めだけでなく、公的な経済的な支援を充実させるべき。</p>	<p>ひとり親家庭への経済支援については、国の福祉施策のひとつとして児童扶養手当等の支援が行われております。</p> <p>県としましても、ひとり親家庭の経済基盤の充実は重要であると認識しており、養育費に関する啓発や個々の実情に応じた相談支援、就労支援等に取り組んでまいります。</p>	P28 29

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
21	<p>部落差別は現実に厳しい実態があり、社会的な困難を抱えた人が、性別によってさらに複合的な困難を抱える状況におかれる場合として、高齢者や障害者、外国人に、被差別部落出身者を加える必要がある。</p>	<p>同和問題は、重要な人権課題の一つであり、県民の方の正しい理解と認識を深めることで、差別意識の解消に向けて取り組む必要があると認識しております。</p> <p>一方で、社会的困難を抱えた人が、性別によってさらに複合的な困難な状況に置かれる点について、国の男女共同参画基本計画では、高齢者の低年金・無年金による貧困や、障害者の性的被害など、「高齢者」「障害者」「外国人」を個別の項目として特に記載し、複合的な困難が生じる場合があることを指摘しています。</p> <p>こうした観点から、本計画においても国の計画に沿ってこの3項目を記載したところで</p> <p>しかし、困難を抱えた人を、高齢者や障害者、外国人だけに限定していると誤解を受けることは意図するところではないため、その他の方々を含む表現として、「高齢者や障害者、外国人等」と記載させていただきます。</p>	P28 29
22	<p>生活困窮者支援制度について、高齢や障害があることに、外国人・同和問題その他人権を侵害されていることを入れてほしい。</p>	<p>性差に係る固定観念を背景に、複合的な困難を抱えて生活に困窮する人の例示として、「高齢であることや障害があること等」とし、高齢者や障害者以外の社会的困難を抱えた人を含むこととしております。</p>	P28 29
23	<p>性的指向・性自認に関する相談件数を目標に掲げるのはおかしいのではないか。</p>	<p>性的指向・性自認については、社会の中で偏見の目にさらされるなど様々な悩みをお持ちであると認識しております。そのため潜在化している様々な悩みについて相談が寄せられるよう相談窓口をPRし、それにより相談件数が増え、当事者の方の悩みの解決につながると考えており、多くの相談が寄せられることを目標としております。</p>	P30

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
24	<p>計画中、「同性パートナーシップ制度」に関する言及がないように思うが、県として言及すべきではないか。導入する動きが広まっている中で、県の計画でまったく触れないのは問題ではないか。</p> <p>いきなり導入というわけにはいかないかもかもしれないが、少なくとも県としてどのような認識であるか計画に記載すべきように思う。</p>	<p>性的指向や性自認を理由とする偏見や差別等は不当であるという認識は社会全体に広がりつつありますが、依然として、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウトティング）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等が起きております。そのため、県としては、県民の方の理解促進を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。</p>	P30
25	<p>セクシャルマイノリティ全般に関して、当事者団体と連携を図り、教職員への継続的な研修や児童生徒への人権教育、保護者への啓発活動など、教育現場を変えていく必要がある。</p>	<p>性的指向・性自認に係る児童生徒への対応については、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に十分配慮した対応を行うことが重要であり、関係通知や啓発資料等を踏まえて適切な配慮を行うよう、研修等を通じて各学校の指導を行っております。</p> <p>今後も、引き続き、教職員の意識啓発や指導力の向上を図るとともに、各学校において児童生徒が自己及び他者の個性を尊重し、望ましい人間関係を構築できるよう、取組の充実を図ってまいります。</p>	P30
26	<p>現在ほとんどの学校で、女子はスカート、男子はズボンの制服を指定している。性別により髪の高さを指定しているところも多い。まさしく学校が「男らしさ」「女らしさ」を強めている。幼少期にこのような環境に身を置くことが、社会全体のアンコンシャス・バイアスにつながるのではないかと。</p> <p>意識改革のためには、学校の服装自由化をする必要がある。</p>	<p>本計画においては、性の多様性の尊重と県民理解の促進を特に注力する事項として取り組むこととしており、学校教育においては、児童の発達段階に応じて、互いの人格を尊重する態度や行動を育む教育を行うこととしております。</p> <p>なお、各学校が定めている生徒指導規程について、社会や子供の変化へ柔軟に対応しつつ、学校における教育活動や指導が一般社会と乖離していないか、定期的に点検・見直しを行うよう、各学校への通知や、生徒指導主事研修等で伝えることとしております。</p>	P30

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
27	<p>全国的にはほぼ性別で分けていないのに、広島県においては、いまだ男女別名簿の学校が半数以上を占めている。 (特に小・中学校)</p> <p>「男女共同参画」をすすめるために、 unnecessary 性別分けをなくすよう取り組む必要がある。</p>	<p>本計画においては、性の多様性の尊重と県民理解の促進を特に注力する事項として取り組むこととしており、学校教育においては、児童の発達段階に応じて、互いの人格を尊重する態度や行動を育む教育を行うこととしております。</p> <p>なお、児童生徒の名簿等については、法令上の定めはありませんが、性の多様性に関連して、関係通知や啓発資料等を踏まえて適切な配慮を行うよう、研修等を通じて各学校を指導することとしております。</p>	P30
28	<p>男子が先、女子が後の「男女別名簿」は、性的マイノリティの子どもにとっても配慮がないものだと思う。県として課題意識をもち、取り組んで欲しい。</p> <p>人権男女共同参画課で学校用のハンドブックを作成するなどしてはどうか。</p>	<p>本計画においては、性の多様性の尊重と県民理解の促進を特に注力する事項として取り組むこととしております。</p> <p>その中で、県民理解を深めるために作成した冊子「性の多様性ってどういうこと？」を、学校における取組においても活用してもらうこととしております。</p>	P30
29	<p>「LGBT」という表現について、「LGBTQ」や「SOGI」に改めるべき。</p>	<p>本計画においては、LGBTの方などを含め、性の多様性に係る表現については、基本的に「性的指向・性自認」と表しています。ただし、「LGBT相談」など、一部の固有名詞等には、「LGBT」という用語を使用しているところです。</p>	P30
30	<p>永年続いてきた女性差別が数年で解消されるのは至難の業であると思うが、目標値は全体的にもっと高く設定して、達成できなかったことに対し、更なる努力をして欲しい。</p>	<p>目標値につきましては、計画に定めた具体的な取組を行って行く中で、その取組の成果が最大限に発揮された場合に到達する数値等を、目標としているところです。</p> <p>実施に当たっては、この目標の達成に向け、効果的で着実な取組を行ってまいります。</p>	P35 36
31	<p>参考指標で共働きの男性が家事や育児、介護などに関わる時間について目標値はだされていませんが、現状を共働きと限定していることに違和感がある。</p> <p>なぜ共働きの男性と限定するのか。</p>	<p>本計画では、固定的性別役割分担意識を背景に、家事や育児、介護等の多くを女性が担っているという実態がある中、女性が働く場合において特に負担になる場合が多いことから、夫と妻両方が働いている家庭での家事等従事時間を見ることとし、参考指標としております。</p>	P35 36

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連ページ
32	AIやIoTなど、デジタル技術に関する用語解説がない。新しい言葉を使用する場合は用語の解説をつけてほしい。	AI, IoT, 5G, ロボティクスについて、用語解説を追記いたします。	P37 ～40

※御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割して掲載しています。

また、類似意見及びこれに対する県の考え方・対応方針は、まとめて掲載しています。

なお、具体的に内容を判断できなかったもの、県の業務対象外については、掲載していません。